



2026 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 ZETA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 徳之
(コード番号：6031 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 C F O 森川 和之
(TEL.03-5779-6250)

自己株式の取得期間の再延長に関するお知らせ

(会社法第 165 条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026 年 3 月 4 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得に係る事項について決議し、2026 年 5 月 25 日開催の取締役会決議において取得期間を延長しておりましたが、本日開催の取締役会において、自己株式の取得期間を再度延長することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更を行う理由

当社は、取締役会決議に基づき機動的な資本政策を遂行すべく、市場動向や株価水準を慎重に見極めながら自己株式の取得を進めてまいりました。

これまでの取得期間において、各種インサイダー取引規制への適切な対応及びガバナンス遵守の観点から一部期間において取得を見合わせたほか、株価の推移を踏まえ、株主利益および資本効率の観点から柔軟な取得判断を行ってまいりました。

2026 年 5 月 25 日開催の取締役会において取得期間を 2026 年 9 月 30 日まで延長し、自己株式の取得を継続してまいりましたが、当初の取得枠について未取得分が生じております。

当社は、さらなる企業価値・株主利益の向上を目指し、今後の市場環境の変化に応じて機動的な自己株式の取得を行える機会を確保することが適切であると判断し、取得期間を再度延長することといたしました。

2. 自己株式の取得期間

(下線は変更部分)

変更前	変更後
2026 年 3 月 5 日～ <u>2026 年 9 月 30 日</u>	2026 年 3 月 5 日～ <u>2026 年 12 月 31 日</u>

(ご参考)

1. 2026 年 3 月 4 日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 200,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.98%)
- (3) 株式の取得価額の総額 35,000,000 円(上限)
- (4) 取得期間 2026 年 3 月 5 日～2026 年 5 月 31 日

(注)その後、2026 年 5 月 25 日開催の取締役会において、取得期間を 2026 年 9 月 30 日まで延長することを決議しております。

- (5) 株式の取得の方法 東京証券取引所における市場買付

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計 (2026 年 9 月 24 日時点)

- (1) 取得した株式の総数 32,200 株
- (2) 株式の取得価額の総額 7,616,800 円

以上